

坂井市「空き家情報バンク」制度要綱

平成21年 7月29日
告示第 122 号

(趣旨)

第1条 この告示は、坂井市における空き家の有効活用を通して、坂井市民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、「空き家情報バンク」制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する一戸建て住宅をいう。
- (2) 「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 「空き家情報バンク」とは、空き家の売買又は賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を公開し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、「空き家情報バンク」以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 「空き家情報バンク」による空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、「空き家情報バンク」登録申込書（様式第1号）及び「空き家情報バンク」登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、「空き家情報バンク」登録台帳に登録しなければならない。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家情報バンク」登録完了書（様式第3号）を当該申込者に通知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家情報バンク」登録変更届書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した「空き家情報バンク」登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家情報バンクの登録の取消し)

第6条 市長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき又は「空き家情報バンク」取消願書（様式第5号）の届出があったときは、当該空き家台帳の登録を削除するとともに、「空き家情報バンク」取消通知書（様式第6号）を当該登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(紹介等)

第7条 市長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提出するものとする。

2 市長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。